

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

厚生労働省北海道労働局労働基準部長

地山の掘削作業における土砂崩壊災害防止の徹底について（緊急要請）

建設業における労働災害の防止については労働基準行政の最重要課題の一つとして各種施策を推進しているところですが、本年10月、11月と2か月連続で掘削箇所内での作業中に側壁が崩壊した土砂に埋まり死亡する災害が発生したところです。

このような災害を防止するためには、掘削箇所での作業の実態を踏まえた安全対策の徹底を図る必要があり、作業を行う事業者はもとより、元方事業者と発注者とが密接な連携等を図りながら適切な安全管理を行うことが必要不可欠です。

つきましては、同種労働災害の発生を防止するため、緊急の安全総点検を実施いただきますよう貴傘下会員事業場等に周知されるとともに、下記事項に留意の上、対策の徹底に御協力いただきますよう要請いたします。

記

- 1 元方事業者は、地山の掘削作業を行う場合、作業箇所等の調査を事前に十分に行うこと。
なお、工区が長い場合、掘削箇所によっては、計画通りの法面勾配を設けられない場所がないか確認すること。また、掘削深さが深い場所については、土砂崩壊のおそれがないか確認し、安全な作業手順を定めた上で作業させること。
- 2 事前調査結果に応じた掘削面の適切な勾配による掘削の実施又は土止め支保工を設置すること。
なお、現場代理人及び下請けの職長は掘削深さが計画より深くなる、法面勾配が確保できないなど計画と実態が異なる場合、速やかに安全な作業方法について組織的に協議し、十分な知識・技能を有する作業者の指揮の下、作業の安全確保を図ること。
- 3 労働者が掘削箇所に入って作業を行う場合は、土止め先行工法を積極的に行うこと。
- 4 元方事業者及び事業者は明かり掘削の作業を行うときは、点検者を指名して作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業開始前等に点検を行うこと。

【安全課 主任安全専門官】

<事例 1>

○災害発生月 10月 災害発生時間 9時台

○概要

この災害は浄水場の排水管の新設工事において発生したものである。

排水管を敷設するために、ドラグ・ショベルを用いて溝を掘削していたところ、既設の水道管が出てきたことから、作業員2名が掘削溝(深さ約2m)内に下りていたところ、掘削溝の側壁が崩壊し、作業員2名は掘削溝に流れ込んだ土砂により生埋めとなり1名が死亡したものである。

工事内容は延長約40mにわたり、地中に排水管を敷設する工事で、災害発生時の掘削範囲は長さ9.9m、幅1.8m、深さ2～2.5m程度。掘削面の勾配はほぼ垂直であったが、土止め支保工は設置されていなかった。

<事例 2>

○災害発生月 11月 災害発生時間 13時台

○概要

この災害は用水路の改修工事において発生したものである。

塩ビ管(径30cm)を敷設するために、ドラグ・ショベルを用いて溝の掘削を行った。作業員2名が掘削溝(下幅60cm、深さ約2.5m)内において、砂を敷き均す作業を行っていたところ、掘削溝の片側の側壁が崩壊し、作業員1名が掘削溝に流れ込んだ土砂により生埋めとなり死亡したものである。

工事内容は用水路からの引き込み管の設置工事で、災害発生時の掘削範囲は長さ9.5m、下幅60cm、深さ2.5m。掘削面の勾配はほぼ垂直であったが、土留め支保工は設置されていなかった。